

計画作成年度	令和5年度
計画主体	志布志市

志布志市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：農政畜産課

所在地：鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

電話番号：099-474-1111 (内線 420)

FAX 番号：099-474-2377

メールアドレス：seisanryuutuu@city.shibushi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、タヌキ、アナグマ、サル、ウサギ、シカ、ヒヨドリ、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県志布志市全域

※カモは、マガモ、カガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オカガモ、ハシビロガモ、ホシヅロ、キンロハシロ、スズガモ及びクマガモとする。

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	750千円 0.65ha
	いも類(さつまいも)	355千円 0.44ha
	農産物被害:計	1,105千円 1.09ha
	合計	1,105千円 1.09ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

さつまいもの被害は、4月頃の植付期から10月頃の収穫期にかけて市内全域で発生している。

特に志布志地域や有明地域の山間部で被害が多く、個体数も増加傾向にある。近年、市街地への出没も多くみられるようになり、人慣れしていることから人的被害も懸念されるなど活動範囲が広がりつつある。

水稻の被害は、松山地域や有明地域の山間部で6月～7月に目立つようになり、作物だけでなく水田の畦畔を掘り返すなど甚大な被害も発生している。

②カラス

市内全域で、春先植え付けのさつまいも苗の引き抜きやマルチへの被害、牛舎給餌場の飼料漁りをするなど年間を通して大きくはないものの被害が発生している。

③タヌキ

4月から10月にかけて、さつまいものほか飼料作物への被害が市内全域で発生している。また市街地での出沒も見られるようになり年間を通して大きくはないものの被害が発生している。

④アナグマ

4月～10月にかけて、さつまいもへの被害が市内全域で発生しており、冬場にはピーマン、いちご等野菜への被害も発生している。また市街地での出沒も見られるようになり年間を通して大きくはないものの被害が発生している。

⑤サル

大きな被害は無いが市内全域で目撃情報があり、秋頃になると市街地付近でも出沒が確認されるようになってきている。今後人的被害の発生が危惧されることから、見回りや行政放送による目撃情報の提供など早期対応の必要がある。

⑥ウサギ

被害報告としてあげられていないが、普通期水稻が成長する7月～9月にかけて食害があり、その他軟弱野菜などへの食害も発生している。

⑦シカ

被害はないが、曾於市に隣接する松山地域新橋地区、有明地域山重地区で目撃されている。今後の被害発生が見込まれることから、早期対応の必要がある。

⑧ヒヨドリ

大きな被害はないが、志布志地域安楽地区では春キャベツへの食害や内之倉地区で5月頃捕獲されている。今後の被害発生が見込まれることから、早期対応の必要がある。

⑨カモ類

大きな被害はないが、志布志地域内之倉地区や安楽地区で水稻への被害が発生しており、捕獲されている。今後の被害発生が見込まれることから、早期対応の必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（8年度）
イノシシ	1,105 千円 1.09ha	773 千円 0.76 ha
合 計	1,105 千円 1.09ha	773 千円 0.76 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>市単独事業で市内の各地区 猟友会員に対し、捕獲に対する報償金として、1頭（羽）当たり以下の助成を行っている。</p> <p>イノシシ：5,000円／頭 タヌキ／頭、アナグマ：3,500円／頭 カラス：700円／羽 ウサギ：500円／羽 シカ：5,000円／頭 サル：15,000円／頭 ヒヨドリ：200円／羽 カモ：700円／羽</p> <p>【国庫事業】 狩猟免許取得助成（5,000円／人） R2年度 15人 R3年度 7人 R4年度 4人</p> <p>【国庫事業】 捕獲機材の導入 R3年度 箱わな（大）1基 くくりわな 550基 1本ばね式ワイヤー 300本 無線式捕獲パトロールシステム 110台 R4年度 箱わな（大）1基</p>	<p>高齢化により捕獲従事者が減少しており、担い手の確保が課題となっている。</p> <p>また、限られた予算の中で増加傾向にある捕獲頭数に対応すべく、報奨金単価の見直しを検討するが、単価が引き下げになると猟友会の協力を得られ難くなる。予算確保に加え、報償金単価設定が課題となっている。</p> <p>今後も継続して、猟期中の有害捕獲の指示を出すことや、一斉集中捕獲期間を設けるなど効果的な捕獲も必要となってきている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>志布志市では、水稻、園芸作物等の生産者が電気柵を設置する場合、1基25,000円を上限に、費用の3分の1を補助している</p> <p>【市単独事業】</p>	<p>電気柵を設置しても、雑草の下払いがされておらず、漏電により電気柵の撃退機能が十分に生かされていない。また、作物の収穫後には撤去してしまうケースが目立つことから、設置者へ維持管</p>

	<p>鳥獣害対策事業【電気柵】</p> <p>R 2 年度 95基 35,944m×2段</p> <p>R 3 年度 54基 18,883m×2段</p> <p>R 4 年度 31基 11,005m×2段</p> <p>圃場一帯を囲うワイヤーメッシュ柵を設置することで、イノシシ等の侵入を防止している。</p> <p>【国庫事業】 鳥獣被害対策実践事業</p> <p>R 2 年度 450m R 3 年度 2,000m R 4 年度 2,160m 追い払い活動を実施した。</p>	<p>理を徹底してもらうよう、さらなる周知が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>寄せ付けない取組として収穫後のさつまいもなどの残さの回収や適切な処理について、広報による周知を行っている。また、住宅付近では、餌となる食べ物を置かない、生ごみ等の適正管理、集落内ごみ集積所の清掃を行うなどエサ場と認識させない地域が一体となった取組を行政告知放送で周知している。</p>	<p>地域が一体となって寄せ付けないための取組が必要となってきた。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の捕獲体制の整備を図りつつ、捕獲による被害防止以外にも、総合的な取組をより推進することで被害防止に努める。

- ① 今後も引き続き鳥獣被害対策実施隊を設置し、予察捕獲を基本に捕獲の実施を行うことにより、農作物等への被害発生を抑える。市街地周辺における出没も増えていることから、銃や罠で対応できないところでは、実施隊の機動性を活かして、大型の箱わなを設置するなど臨機応変に対応していく。
- ② 電気柵の設置費用の補助を継続する一方、農業者が被害防止対策をとっていないために被害を受けるケースが多々見受けられることから、農業者に対し農作物残さの適正処理等を行い、エサ場としない寄せ付けない取組について市報等を通じ周知・広報を行っていく。
- ③ 被害防止対策の一環として、タヌキやアナグマについては、一般捕獲での捕獲が図られるよう貸出用小型箱わなを常備し、市民自ら駆除できる体制を整えていく。
- ④ 高齢化等による猟友会員の減少が懸念されることから、新規会員の確保に向け免許取得試験・講習会受講者に対する助成や新たな取組を行うなど各種支援策を検討する。
- ⑤ 令和3年度に導入した無線式捕獲パトロールシステムを活用し、設置した罠の見回りの軽減を図り、捕獲の確実性を向上させ、捕獲の意欲を高め、効率的な捕獲を進める。
- ⑥ 地元の要望等に基づき、イノシシ防護柵（ワイヤーメッシュ柵）を計画的に設置する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等からの捕獲依頼を受け、被害のあった地区の猟友会長へ捕獲依頼を行い、猟友会長から連絡を受けた会員が有害鳥獣の捕獲を行う方法と、例年被害が発生し、被害が見込まれる場所で予察捕獲を行う2つの方法で対応している。会員数は、99人の3地域体制で捕獲にあたる。

近年、イノシシが大型化・狂暴化しており、今後、通常の散弾銃では対処できない場面が想定される。また、遠方にいるイノシシを確実に捕獲しなければならない場面もあることから、ライフル銃の使用も検討しながら捕獲にあたる。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の

それぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、カラス、タヌキ、アナグマ、サル、ウサギ、シカ、ヒヨドリ、カモ類	鳥獣被害対策実施隊による被害防止に係る周知活動のほか、農作物残さの適正処理や電気柵の設置推進等を図る。 また、熟練の会員が実地で行う捕獲技術講習会やわな免許初心者講習会の受講料助成事業等により、担い手の確保に繋げる。
令和7年度	イノシシ、カラス、タヌキ、アナグマ、サル、ウサギ、シカ、ヒヨドリ、カモ類	鳥獣被害対策実施隊による被害防止に係る周知活動のほか、農作物残さの適正処理や電気柵の設置推進等を図る。 また、熟練の会員が実地で行う捕獲技術講習会やわな免許初心者講習会の受講料助成事業等により、担い手の確保に繋げる。
令和8年度	イノシシ、カラス、タヌキ、アナグマ、サル、ウサギ、シカ、ヒヨドリ、カモ類	鳥獣被害対策実施隊による被害防止に係る周知活動のほか、農作物残さの適正処理や電気柵の設置推進等を図る。 また、熟練の会員が実地で行う捕獲技術講習会やわな免許初心者講習会の受講料助成事業等により、担い手の確保に繋げる。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 413頭、令和3年度 482頭、令和4年度 462頭である。

市内全域の山間部に多く生息しており、捕獲数も増加傾向にある。令和5年度は猟期間中も予察として捕獲している。今後も市民からの被害相談、市街地での目撃情報も踏まえ生活環境区域を含めて被害拡大が見込まれることから、捕獲計画数を年間1,500頭とし、被害の軽減に努める。

② カラス

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 247羽、令和3年度 182羽、令和4年度 151羽である。

捕獲実績は年によってばらつきがあるが、被害は横ばいにあるため、捕獲計画数を年間500羽とし、被害の軽減に努める。

③ タヌキ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 548頭、令和3年度 489頭、令和4年度 682頭である。

近年は捕獲実績が激増しており、生息数も増えていると考えられることから、捕獲計画数を年間1,000頭とし、被害の軽減に努める。

④ アナグマ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 396頭、令和3年度 336頭、令和4年度 406頭である。

近年は捕獲実績が増加しているものの、捕獲数が激増はしていないことから、捕獲計画数を年間650頭とし、被害の軽減に努める。

⑤ サル

過去3年間の捕獲実績はないが、市内全域で目撃情報があり、市街地付近でも確認されるようになってきている。今後の被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間10頭とし、銃器及び箱わなによる捕獲に努める。

⑥ ウサギ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 4羽、令和3年度 4羽、令和4年度 25羽である。

捕獲実績は年によってばらつきがあるが、今後も被害の発生が予測されることから、捕獲計画数を年間50羽とし、被害の軽減に努める。

⑦ シカ

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 0頭、令和3年度 2頭、令和4年度 2頭である。

過去3年間の実績数は少ないが、捕獲計画数を年間50頭とし、定住される前に銃器による捕獲に努める。

⑧ ヒヨドリ

過去3年間の捕獲実績は、捕獲実績はないが、今後の被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間30羽とし、被害の軽減に努める。

⑨ カモ類

過去3年間の捕獲実績は、令和2年度 7羽、令和3年度 3羽、令和

4年度 5羽である。
 今後の被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間30羽とし、被害の軽減に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
カラス	500羽	500羽	500羽
タヌキ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
アナグマ	650頭	650頭	650頭
サル	10頭	10頭	10頭
ウサギ	50羽	50羽	50羽
シカ	50頭	50頭	50頭
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽
カモ類	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>当地域の対象鳥獣による被害の多くを占めるイノシシは、銃器による捕獲より罠による捕獲が圧倒的に多いことから、罠資格者による捕獲技術や捕獲確率の向上を図り、さらにICTの活用による効率的な体制を継続し、被害軽減を図る。また、イノシシについては猟期間中も予察捕獲を継続する。</p> <p>サルについては、被害の発生に応じて捕獲を行うが、それ以外の対象鳥獣については、予察捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>近年、イノシシが大型化・狂暴化しており、今後、通常の散弾銃では対処できない場面が想定される。また、遠方にいるイノシシを確実に捕獲しなければならない場面もあることから、ライフル銃の使用も検討しながら捕獲にあたる。実施予定時期は通年とし、捕獲予定場所は、市内一円とする。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の

実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	市単独事業 電気柵 100基 延長 35,000m×2段	市単独事業 電気柵 100基 延長 35,000m×2段	市単独事業 電気柵 100基 延長 35,000m×2段
	県補助事業 (国庫事業) ワイヤーメッシュ柵 延長 3,390m	県補助事業 (国庫事業) ワイヤーメッシュ柵 延長 1,500m	県補助事業 (国庫事業) ワイヤーメッシュ柵 延長 1,500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵は放電防止のため、草払いの徹底をする。ワイヤーメッシュ柵は共同作業を行う	電気柵は放電防止のため、草払いの徹底をする。ワイヤーメッシュ柵は共同作業を行う	電気柵は放電防止のため、草払いの徹底をする。ワイヤーメッシュ柵は共同作業を行う

	ことで、草払いを徹底し、維持管理に努める。	ことで、草払いを徹底し、維持管理に努める。	ことで、草払いを徹底し、維持管理に努める。
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	寄せ付けない取組として収穫後のさつまいもなどの残さの回収や適切な処理について、広報等で周知を行う。また、住宅付近では、餌となる食べ物を置かない、生ごみ等の適正管理、集落内ごみ集積所の清掃を行うなどエサ場と認識させない地域が一体となった取組を行政告知放送等で周知に努める。
令和7年度	イノシシ	寄せ付けない取組として収穫後のさつまいもなどの残さの回収や適切な処理について、広報等で周知を行う。また、住宅付近では、餌となる食べ物を置かない、生ごみ等の適正管理、集落内ごみ集積所の清掃を行うなどエサ場と認識させない地域が一体となった取組を行政告知放送等で周知に努める。
令和8年度	イノシシ	寄せ付けない取組として収穫後のさつまいもなどの残さの回収や適切な処理について、広報等で周知を行う。また、住宅付近では、餌となる食べ物を置かない、生ごみ等の適正管理、集落内ごみ集積所の清掃を行うなどエサ場と認識させない地域が一体となった取組を行政告知放送等で周知に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

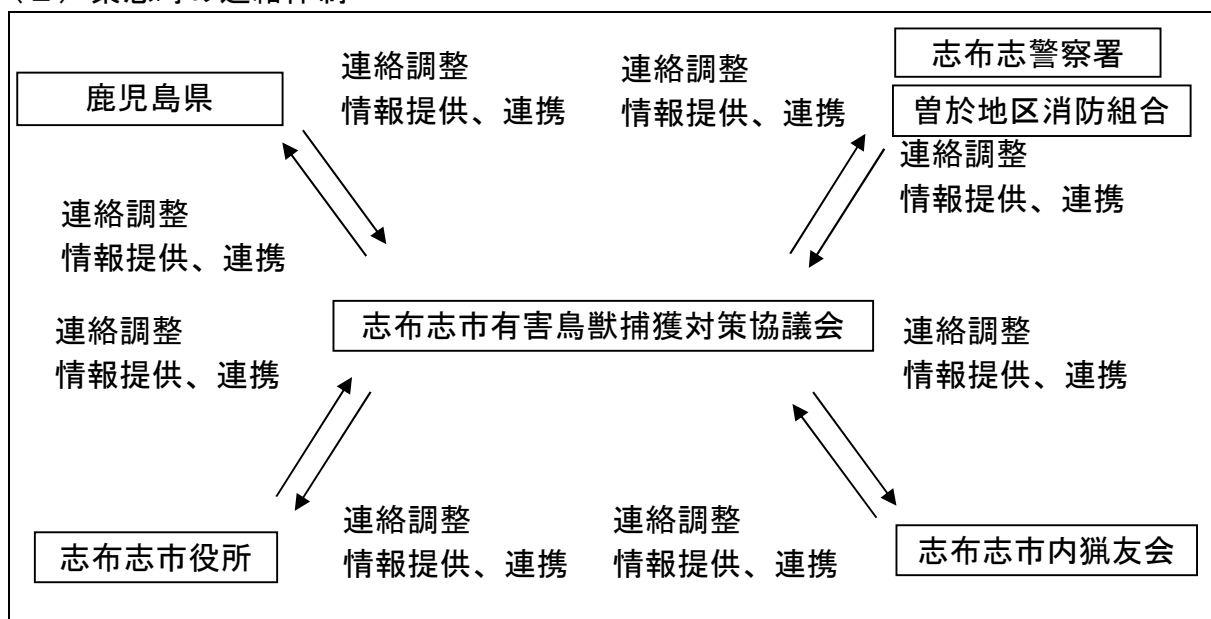
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
志布志市役所	緊急な対策を実施するにあたって、関係機関や協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
鹿 児 島 県	緊急の対策を実施するにあたって、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な支援を行う。
志布志警察署	緊急の対策を実施するにあたって、住民に対する警戒及び広報等、必要な支援を行う。
曾於地区消防組合	負傷者等発生時の救急車の出動
志布志市内猟友会	対象鳥獣の捕獲等を実施する。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「志布志市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱」に基づき、原則として持ち帰ることとし、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
志布志市役所農政畜産課、耕地林務水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防止対策指導等の啓発活動を行う。
あおぞら農業協同組合 そお鹿児島農業協同組合	農家からの被害情報収集及び被害防止対策の指導を行う。
曾於地区森林組合	林家からの被害情報収集及び被害防止対策の指導を行う。
大隅森林管理署	国有林に関する情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
志布志警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。

大隅地域振興局農林水産部	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策の指導を行う。
鹿児島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
志布志市猟友会	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成27年4月1日
構成（令和5年4月1日時点）：市職員16人（うち狩猟免許保持者5人）
活動内容：追払い活動、捕獲罟の設置、捕獲・被害調査、広報啓発

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

このほかの鳥獣による被害が発生した場合は、都度、県や関係者、対策協議会と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣による農作物の被害軽減を図るためには、鳥獣を寄せ付けない取組、鳥獣の侵入を防ぐ取組と併せて、被害を与える鳥獣を適切に捕獲し、個体数を減らす取組が必要である。近隣市町村と連携した被害防止対策として、特にイノシシについて、広域一斉捕獲を実施し、農作物被害の防止・軽減に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 20 年度（1 期）	平成 21 年 4 月 6 日
平成 24 年度（2 期）	平成 25 年 3 月 25 日
平成 26 年度（3 期）	平成 27 年 3 月 30 日
平成 29 年度（4 期）	平成 30 年 3 月 30 日
令和 2 年度（5 期）	令和 3 年 3 月 31 日
令和 5 年度（6 期）	令和 6 年 4 月 1 日